

社会福祉法人優しさの森役員及び評議員の報酬及び費用弁償支給規程

	(平成 6年 2月 4日 第 7号)
改正	平成 9年 9月 12日 規程第 15号
	平成 11年 3月 23日 規程第 4号
	平成 17年 1月 25日 規程第 2号
	平成 21年 3月 12日 規程第 3号
	平成 27年 3月 30日 議案第 3号
	平成 29年 3月 30日 規程第 4号

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人優しさの森（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役 員)

第2条 この規程において「役員」とは、法人の定款で定めた理事及び監事の職をいう。

(評議員)

第2条の2 この規程において「評議員」とは、法人の定款で定めた評議員の職をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員（半田市の職員を除く。）がその職務に従事したときは、報酬を支給する。

2 評議員（半田市の職員を除く。）がその職務を従事したときは、報酬を支給する。

3 評議員を兼ねる役員が、前2項に規定する職務を同日に従事した場合は、前項に規定する報酬は支給しない。

(報酬の額)

第4条 報酬の額は、次のとおりとする。

（1）理事長の報酬の額は、月額100,000円

（2）その他の理事、評議員の報酬の額は、日額5,000円

（3）監事の報酬の額は、日額8,000円

(報酬の支払い方法)

第5条 報酬は、その職務に従事したつど支給するものとする。

(費用弁償)

第6条 役員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、社会福祉法人優しさの森旅費支給規程により、予算の範囲内で理事長が定める額とする。

3 前項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、旅費規程事務マニュアルの例による。

(委 任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年9月12日から施行する。

附 則

この規程による改正後の社会福祉法人半田市社会福祉事業団役員及び評議員の報酬及び費用弁償規程は、平成11年4月1日より施行する。

附 則（平成17年11月25日 規程第2号）
この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成21年3月12日 規程第3号）
この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日 議案第3号）
この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日 規程第4号）
この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則（平成30年12月10日 議案第15号）
この規程は、平成30年12月1日より施行する。